未来を築くために

この託児所は、ケアーをする子供達に健康的な食事とおやつを提供するためChild and Adult Care Food Program（以下CACFP）という連邦政府のプログラムに加入しています。

毎日260万人の子供達が全国の託児ホームや施設でCACFPに参加しています。このプログラムに参与している施設は、合衆国農務省（以下USDA）の要求事項を満たす栄養的な食事を提供することによって食事費用を払い戻されます。このプログラムにより、ケアーの質が高められ、又、低収入の家族でもケアーを受けることが可能となるのです。

食事　CACFPに加入している施設は、USDAが規定する要求事項に準じた食事を提供しています。

朝食	昼食又は夕食	おやつ（下記の四つの分類から二つ）
牛乳 果物又は野菜 穀物又はパン	牛乳 肉又は肉に代わるもの 穀物又はパン 果物又は野菜を二品	牛乳 肉又は肉に代わるもの 穀物又はパン 果物又は野菜

加入施設

多数の様々な施設がCACFPを実施し、参加者に栄養のある食事とおやつを提供するという同一の目標を持っています。加入施設には下記にある施設が含まれています：

- 託児施設：免許認可又は是認された公立又は私立の非営利託児施設、Head Start Program（言語的又は経済的な困難を抱えた子供達を助ける早期介入プログラム）、及び少数の営利施設。
- ファミリー託児ホーム：有免許又は認定された私宅。
- アフタースクール・ケアー・プログラム：低収入家族が在住する地域で、放課後、学年齢の子供及び青少年に無料のおやつを提供する施設。
- ホームレス・シェルター：ホームレスの子供たちに食事を提供する緊急収容施設。

払い戻しの資格

州政府機関は下記のような子供達に住居を伴わない託児サービスを提供している施設に払い戻しをします：

- 12歳以下の子供、
- 15歳以下の移住民の子供達、及び
- 必要と思われる地域でのアフタースクール・ケアー・プログラムに参加する18歳までの青少年。

連絡先　CACFPについてご質問がございましたら、下記の連絡先のいずれかにお問い合わせください：

Sponsoring Organization / Center

State Director, NYS CACFP
NYS Department of Health
Division of Nutrition
150 Broadway FL 6 West
Albany, NY 12204-2719
1-800-942-3858 (in NYS only)
518-402-7400

USDA　USDAは雇用に関しては誰にでも平等です。

Japanese Version